



平成 26 年 5 月 29 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕 介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 岩井 俊 輔
電話番号 03-5786-3900

株主による新株式発行の差止仮処分の申立て却下決定に対する即時抗告 並びに即時抗告の棄却決定に関するお知らせ

本日、当社は、東京高等裁判所から、平成26年5月27日の東京地方裁判所による当社株主である上田和彦氏（以下「上田氏」という）による新株発行差止仮処分命令の申立て（以下「本申立て」という）の却下決定に対して、上田氏が同月28日に即時抗告を行った旨並びに本日に同即時抗告に対して棄却する決定がなされた旨の連絡を併せて受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 即時抗告がなされ、即時抗告の棄却決定に至った経緯

当社は、平成 26 年 5 月 14 日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、R-1 合同会社、谷内田澄男氏及び佐久間浩人氏を割当予定先とした第三者割当による新株式の発行を実施することを決議しております。これに対して、上田氏が、当社に対し、同月 19 日、東京地方裁判所におきまして本申立てを行いました。同月 27 日、同裁判所は、本申立てについて、被保全権利の存在について疎明がないから、保全の必要性について判断するまでもなく、これを却下するとして却下決定を言い渡しました。さらに同月 28 日、上田氏は、同却下決定に対して、即時抗告を行いました。本日、東京高等裁判所は、即時抗告について、抗告人の申立ては理由がなく、これを却下した原決定は相当であり、本件抗告は理由がないから、これを棄却することとして棄却決定を言い渡しました。

なお、東京高等裁判所は、当社の訴訟代理人に対して、本日、上田氏が同月 28 日に即時抗告を行った旨並びに本日に同即時抗告に対して棄却する決定がなされた旨の連絡を併せて行っております。

2. 即時抗告がなされ、即時抗告の棄却決定があった裁判所及び年月日

- | | |
|--------------------------------|------------|
| (1) 即時抗告がなされ、即時抗告の棄却決定がなされた裁判所 | 東京高等裁判所 |
| (2) 即時抗告がなされた年月日 | 平成26年5月28日 |
| (3) 即時抗告の棄却決定がなされた年月日 | 平成26年5月29日 |

3. 即時抗告を行い、即時抗告の棄却決定を言い渡された株主の概要

- (1) 氏 名 上田 和彦
- (2) 住 所 東京都渋谷区
- (3) 所有株式数 1,250,000株 (持株比率：4.72%)

4. 即時抗告の内容

- (1) 原決定を取り消す。
- (2) 被抗告人（債務者）が平成26年5月14日の取締役会決議に基づき現に手続中の平成26年5月30日発行期日の普通株式900万株の新株の発行を仮に差し止める。

5. 即時抗告の棄却決定の内容

- (1) 本件抗告を棄却する。
- (2) 抗告費用は抗告人の負担とする。

6. 今後の方針及び見通し

今回の棄却決定につきましては、当社の新株発行が適法であることを認定するものであり、妥当なものであると考えております。

今後、上田氏による不服申立てがなされた場合等には、適宜、開示してまいります。

以 上